

令和6年度 事業計画書

基本方針・重点項目	.. P1
①. 法人運営事業	.. P2
②. 調査研究事業	.. P4
③. 企画・広報事業	.. P4
④. 部会委員会事業	.. P5
⑤. 福祉総合相談事業	.. P6
⑥. ボランティアセンター活動事業	.. P6
⑦. 地域福祉推進事業	.. P8
⑧. 共同募金配分金事業	.. P10
⑨. 日常生活自立支援事業	.. P12
⑩. 資金貸付事業	.. P13
⑪. 地域活動支援センター事業	.. P14
⑫. 生活支援コーディネーター事業	.. P15
⑬. 基金運営事業	.. P15
⑭. 居宅介護支援事業	.. P16
⑮. 訪問介護事業	.. P17
⑯. 障害者居宅介護事業	.. P17
⑰. 通所介護事業	.. P18
⑲. 地域包括支援センター事業	.. P18

社会福祉法人 箱根町社会福祉協議会

社会福祉法人箱根町社会福祉協議会 令和6年度事業計画書

令和6年3月25日

基本方針・重点項目

○基本方針

新型コロナウイルス感染症は第5類となり社会活動が活発になってきましたが、ますます住民の福祉課題は多様化・複合化しています。社会福祉協議会では、【地域のささえあい・たすけあい】を推進するため社会福祉協議会の役割について再確認しました。

そして、令和3年度から第6次地域福祉活動計画の開始に合わせ、地域課題の相談窓口を充実させるため、地区担当制を導入し、すべての職員が地域福祉に係る組織体制とし、職員が地域に出て個別相談・ニーズ把握を行い、把握した地域課題を協議体で話し合いを重ね、地域での取り組みに繋げてきました。

令和6年度は、地域活動計画の中間年度となりますので、これまでの取り組みを振り返りながら、計画を着実に成果へつなげられるよう、①総合相談の充実、②ボランティア人材の確保、③福祉サービスの質の向上、を重点項目として取り組み、基本理念である「心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり」を目指します。

○令和6年度事業計画における重点項目

1. 総合相談の充実

住民からのどんな相談でも丸ごと受け止め、適切な支援につなげることができるよう専門職、関係機関とのネットワークにおいて情報共有、ケース検討を実施し連携を深めていきます。

どんな相談でも受け止められるよう福祉分野の研修を実施し、人材を育成します。

問題の早期発見には地域での情報収集が一番の近道ですので、職員自ら地域へ出て、住民から話を聞くアウトリーチを行い個別支援、地域支援へ繋げていきます。

2. ボランティア人材の確保

ボランティア活動は特別なことではなく地域を支えていく活動ですので、住民がひとりでも気軽に参加できるよう情報発信の仕組みづくりに取り組みます。

住民にボランティアへ関心をもってもらえるようボランティア育成講座を開催します。

3. 福祉サービスの質の向上

町内に福祉（介護・障がい等）サービス事業所が少ないですが、介護や障がいをはじめとした福祉サービスが必要な人に満足なサービスが提供できるよう職員研修を実施しサービスの向上に努めます。

町内の各福祉関係事業所と情報共有を図りながら連携し、地域住民に必要なサービスが提供できるようネットワークを構築します。

①. 法人運営事業

組織管理体制の充実と健全な事業運営を確立し、「地域福祉の推進」を図るための基盤として、役員を中心に、適正な法人運営を図ります。事務局を4係制とし、事務の効率化を図り、主体性を持った各係の事業展開を行います。理事会等各種会議においてオンライン会議等を積極的に活用するなど、スムーズな運営を図っていきます。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等															
1. 法人運営事業																	
1) 理事会 トッピマネジメントへの取り組みと、法人の意思決定機関としての更なる機能強化及び、事業運営の透明性の向上を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 3回～4回開催 ・共同募金（10月～3月）箱根町支会 															
2) 評議員会 議決機関としての評議員の権限を明確化し、法人運営の基盤、体制を決定します。		<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会 2回～3回開催 															
3) 監事會 事業執行状況及び経理の状況を監査するとともに組織運営上の必要な助言を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ・監事會 1回開催 ・理事会及び定時評議員会への出席 															
4) 評議員選任・解任委員会 法人の理念を理解し、中立的立場により評議員の選任及び解任の決議を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選任・解任委員会 必要時開催 ・新評議員選任・解任委員の選任（随時） 															
5) 会員募集 住民主体による地域福祉活動を推進していくため、本会の事業活動の周知を図り、活動へ賛同していただくことにより会員を拡充し、集まった会費を地域福祉活動に活用していきます。 事業を通じて、多世代・多分野の機関とのつながりを作り、様々な関係団体から賛同をいただくことで、賛助会員の増員を目指し、地域福祉推進のための「パートナー」を増やしていきます。		<p>【会員目標】</p> <table> <tbody> <tr> <td>一般会員</td> <td>個人4,000人</td> <td>団体20団体</td> <td>収入目標計</td> <td>1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>賛助会員</td> <td>個人 30人</td> <td>団体60団体</td> <td>収入目標計</td> <td>630,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,030人</td> <td>80団体</td> <td>計</td> <td>1,930,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一般会費 個人 300円/口 企業・団体 5,000円/口) (賛助会費 個人 1,000円/口 企業・団体 10,000円/口)</p>	一般会員	個人4,000人	団体20団体	収入目標計	1,300,000円	賛助会員	個人 30人	団体60団体	収入目標計	630,000円	合 計	4,030人	80団体	計	1,930,000円
一般会員	個人4,000人	団体20団体	収入目標計	1,300,000円													
賛助会員	個人 30人	団体60団体	収入目標計	630,000円													
合 計	4,030人	80団体	計	1,930,000円													
6) 事務局業務運営 本会の法人運営事業について、事務局長（出向職員）1名、正職員3名・嘱託職員1名・非常勤職員1名の体制で業務運営にあたります。		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長 ・法人運営事業担当 ・地域福祉推進事業担当 ・生活支援コーディネーター担当 ・資金貸付、日常生活自立支援事業担当 <p>：出向職員1人 ：正職員1人 ：嘱託職員1人 ：正職員1人 ：正職員1人 ：非常勤職員1人</p>															

<p>7) 財務管理</p> <p>適正な経理事務の執行を行い、財務諸表を開示し会計の透明性を確保します。安定した財務管理を行い、社会福祉法人の責務である無料または低額の料金で福祉サービスが継続して提供できるよう努めます。</p> <p>中長期的な経営の安定化を図るため、繰越金の積み立てを継続して行えるよう計画的な経営を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成（9月～3月） ・決算手続（4月～6月） ・財務諸表、計算関係書類の開示 								
<p>8) 人事・労務管理</p> <p>事務局長を中心に組織編成を強化し、適正な人事・労務管理を行い、安定した職員の確保を図り、充実したサービスの提供を行います。人材定着のための働きやすい職場を目指し、実習生の受け入れ等積極的な人材確保に努め、引き続き人材不足の福祉分野において安定した事業運営が行えるよう人事・労務管理を行います。</p>	<p>【組織】</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">事務局長――</td> <td>1 総務係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 事業係（地域活動支援センター）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 はこね社協サービスセンター係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 地域包括支援センター係</td> </tr> </table>	事務局長――	1 総務係		2 事業係（地域活動支援センター）		3 はこね社協サービスセンター係		4 地域包括支援センター係
事務局長――	1 総務係								
	2 事業係（地域活動支援センター）								
	3 はこね社協サービスセンター係								
	4 地域包括支援センター係								
<p>9) サービス向上に関する取組</p> <p>様々な福祉サービス利用者がいる社会福祉協議会において、苦情解決・個人情報保護・事故解決等サービス向上に関する取り組みを行います。介護事業においては、感染症予防委員会・高齢者虐待防止委員会の開催及び関連研修の実施を定期的に実施していきます。各サービスにおいてハラスマントの防止、指針等規則の整備を進めます。利用者が安心して利用できる社会福祉協議会を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決に向けた福祉サービス向上委員会の開催（1回） ・個人情報保護、事故解決に向けた取り組み、マニュアルの整備 ・感染症予防に向けた取り組み、委員会の開催、研修の実施 ・高齢者虐待防止に向けた委員会の開催、研修の実施 ・防災訓練の実施、マニュアルの整備、BCPの整備 ・各ハラスマントに関する防止の取り組み、指針の整備 ・サービス向上の為の月間目標の設定の取り組み 								
<p>2. 連絡・調整事業</p>									
<p>1) 連絡・調整会議</p> <p>各種連絡・調整、会議の開催等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箱根町との連絡調整会議開催 ・民生委員・児童委員協議会との連携（心配ごと相談への参加） ・市町村社協連絡会への参加、各市町村社協間の情報交換 								
<p>3. 退職金積立事業</p>									
<p>1) 退職金積立事業</p> <p>全国社会福祉団体職員退職手当積立基金及び神奈川県福利協会退職共済制度に基づいた職員の退職金の積立をおこないます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の積立、取崩 ・神奈川県福利協会退職金積立基金の積立、取崩 								
<p>4. 車いす貸出事業</p>									
<p>1) 車いす貸出事業</p> <p>本会の自主事業として、在宅の寝たきりや障害のある方、または箱根町に観光で来られた方など、町内の移動において歩行困難な方に対し、車いすを貸し出し、日常生活の利便向上及び介護するご家族の負担軽減を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの貸出 ・箱根町観光協会、観光施設と連携した観光者等への貸出、情報提供 								

②. 調査研究事業

地域福祉活動推進の基礎データとするため、地域に内在するニーズの発掘を行います。地域の相談ステーション「もっともっと」の地区担当による地域ごとのきめ細かいニーズ調査を重点的に行い、地域特性に着目した調査活動を展開していきます。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 調査研究事業	<p>1) 新規事業の調査、研究 行政及び近隣社会福祉協議会との情報交換を密に行い、住民ニーズに則した新たな事業の創設に向けて調査・研究を進めていきます。 地域特性に着目し、高齢者支援や地域で支える福祉資源の開発を図っていくための新たな事業展開を中心に新規事業を検討します。 住民ニーズに基づいた福祉事業を展開するため、「もっともっと」地区担当による地域ごとのニーズ調査を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村社会福祉協議会との情報交換会の実施 行政及び自治会へのニーズ調査等の実施 「もっともっと」地区担当による総合的な相談対応に基づく、地域別のニーズ調査の実施
	<p>2) 所内勉強会「きらり会」の実施 地区担当の活動において、各地区の情報の共有や課題・成果を共有し、これをもって地域福祉活動へ事業展開を図ることを目的に、すべての職員が共通の理解を持ち、コミュニティーソーシャルワーカーとしての資質の向上、能力の育成を図るために、定期的な所内勉強会を開催し、職員の能力育成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な情報共有、地域福祉についての勉強会の実施 地区担当（コミュニティーソーシャルワーカー）としての資質向上のための研修の実施

③. 企画・広報事業

広報紙「はこね社協だより」のほか、SNS等を活用したれもが福祉に関する情報を得られるよう、積極的に福祉情報の発信を行います。また、社会福祉大会を開催し福祉活動の普及と周知を図ります。住民や地域企業等の地域福祉への関心が高まるよう、企画・広報事業を展開していきます。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 企画・広報事業		
	<p>1) 機関紙発行事業 広報紙「はこね社協だより」を年3回発行し、福祉情報の提供、福祉の普及・啓発を図ります。 また、会員募集、ボランティア活動の振興、介護情報等、分野別的情報についても別途発信し、総合的な広報事業を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙（はこね社協）年3回発行（事業に関する号外の発行） パンフレット作成 会員募集チラシ等発行

<p>2) ホームページ運営事業</p> <p>ホームページを活用し、地域福祉の情報発信や災害情報の発信、事業運営情報公表等を行います。LINEを中心としたSNSの活用により、地域の福祉活動や、災害ボランティアに関する情報等の発信、相談ツールとしての活用を行い、地域の福祉に関する情報・窓口の拠点として広報活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの運営、ブログによる情報発信 ・各種災害に関する情報（災害ボランティア・義援金等）の発信 ・SNSを活用した情報の発信、困り事の受付（LINE等）
<p>3) 社会福祉大会</p> <p>社会福祉に尽力された方々の功績を讃え、あわせて福祉の普及・啓発を図るため、社会福祉大会を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会の開催 ・福祉功労者顕彰式典の開催

④. 部会・委員会事業

町民の善意の開発とボランティア活動の振興を図ることを目的に設置しているボランティアセンターの適正な運営のために、ボランティアセンター運営委員会を開催します。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 部会・委員会事業		
	<p>1) ボランティアセンター運営委員会</p> <p>ボランティアセンターの事業・活動について協議し、センターの機能向上を図るとともに、善意の寄付について有効な活用方法を検討するなど、ボランティア活動の推進に向けて運営委員会を開催します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回）

⑤. 福祉総合相談事業

各種福祉に関する相談を一括して受ける総合相談窓口を常設し、ワンストップサービスを目指します。地区担当制による地域の相談ステーション「もっともっと」事業を展開し、アウトリーチ型の相談対応を各地域別に重点的に行います。今年度の重点事業として、総合相談機能を強化し、個別相談から地域のニーズを抽出し、社会福祉協議会の役割である地域福祉推進のための事業につなげます。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 福祉総合相談事業	<p>1) 福祉総合相談事業 町内の福祉の総合的な相談窓口として福祉の相談を一括して受けるワンストップサービスを目指します。 ここ数年相談内容が多様化・複合化している中、分野・制度にかかわらない複合的な支援を実施します。高齢や障がい分野に加え、コロナ禍以降、困窮や児童分野の相談も増えています。地区担当の強みを生かし「いつでも相談できる社協」として総合相談を展開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口としての周知、断らない相談対応の実施 各担当間の連携の強化、総合相談に関する総合的な人材の確保 職場内における担当事業以外の横断的研修の実施（年1～2回） 介護、障がい、生活困窮等の相談機能の強化 要保護児童支援等児童福祉分野における相談対応、関係機関との連携強化
	<p>2) 地域の相談ステーション「もっともっと」の展開 コミュニティソーシャルワーカーによる町内5地域別の相談ステーション「もっともっと」を展開し、地域に根付いたきめ細かい相談対応と、担当制による伴走型の支援を実施します。個別ケースの支援とともに、地域の福祉活動や行事等への参加機会を増やし、地域とのつながりをさらに強化し、相談をしやすい関係性を構築することでアウトリーチ型の相談対応を展開します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 担当制による継続した伴走型支援の実施 個別ケースのとりまとめからの地域課題の抽出、展開 地域のことを話し合う会への参加、地域福祉活動の展開支援 地域の社会資源調査及び取りまとめ

⑥. ボランティアセンター活動事業

感染症対策に留意し、各種講座を再開します。また、近隣市町社協との「ボランティアセンター広域連携」を意識して取り組みます。高齢化の進む町内の現状をとらえ、町外から担い手を集め、同時に箱根の魅力を発信できるようボランティア育成だけにとどまらない活動を展開します。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. ボランティアセンター活動事業		

<p>1) ボランティア育成に関する講座の実施</p> <p>住民を対象とした各種福祉関連講座を開催します。個人ボランティア育成に向け、より多くの住民に関心を持つてもらえるよう努めています。</p> <p>令和4年度より開始したボランティアいちから講座は、小田原市社会福祉協議会との共催事業であり、引き続きボランティア活動のきっかけとなる講座として小田原市社会福祉協議会と連携し取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉理解に関する講座（見学講座）全1回の実施 ・障がい理解に関する講座（講座）全1回の実施 ・認知症理解に関する講座（講座）全1回の実施 ・ボランティアいちから講座（講座）全4回の実施 (車いすユーザーからの講演・体験・座学を予定)
<p>2) ボランティア活動の推進</p> <p>ア 生活支援ボランティアの推進</p> <p>生活支援コーディネーターとの連携により、町内で活動している生活支援ボランティアを把握します。また、町内で活動しているボランティア団体に生活支援ボランティアの必要性を理解してもらい、居住地区や近隣での生活支援活動につながるよう推進します。</p> <p>イ 町内や地域の特性、ニーズに合った活動の推進</p> <p>雪かきボランティアをはじめとした、地域特性に応じた活動を行います。なお、町内の中学生、町外の高校・大学生へのボランティアの周知活動を強化し、新たな担い手の発掘を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターとの連携 ・町内で実施されている生活支援活動の調査 ・自力で除雪が困難な要援護者世帯（高齢者のみの世帯・障害者世帯）への雪かきボランティア活動の実施
<p>3) 災害ボランティアセンター設置運営</p> <p>「箱根町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、運営訓練やネットワークの構築、職員研修等を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置運営訓練、住民への周知、研修参加等住民への周知 ・災害時に連携が必要となる団体・機関との協働で研修、訓練を通じた平時からのつながり作り。
<p>4) 出前体験教室・福祉教育</p> <p>小・中学校や企業等の依頼で福祉に関する体験講座を開催します。福祉分野に限らず様々な地域の分野にボランティア等の福祉活動を広め、福祉のまちづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域に合った福祉教育」の調査 ・車いす体験、高齢者疑似体験、点字体験、手話体験等、多くの住民や箱根に関わる方が受けやすい福祉講座、体験講座の開催 ・避難所運営のシミュレーションなどの災害に関する福祉教育の実施
<p>5) ボランティアグループ活動助成事業</p> <p>箱根町ボランティア連絡協議会ならびに本会ボランティアセンターに登録しているボランティア団体に対し、活動費を助成するほか、ボランティアルームを設置・運営し活動の促進、団体運営の自立、会員交流を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象…箱根町ボランティア連絡協議会 ボランティアグループ10団体
<p>6) ボランティアセンター寄付金配分</p> <p>ボランティアセンターに寄せられた寄付金、寄付物品をボランティアセンター運営委員会の決定に基づき、配分を行います。引き続き愛の小箱を設置し、善意の受け口を多く確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付金の受け入れ、配分、愛の小箱募金の実施

⑦. 地域福祉推進事業

地域福祉推進事業は社会福祉協議会の事業の中核として、各種事業と連携し、制度や施策にとらわれることなく活動を推進します。

また、地区担当活動と「地域福祉の視点」「地域福祉推進の感覚」のすり合わせを行いながら、社協全体で地域福祉活動への展開に進めていけるよう取り組みます。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 地域福祉活動事業		
1) 新規サロン立ち上げ支援 新規サロンの立ち上げを検討している方への支援を行ないます。		<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村への見学、活動への助言、情報提供等 ・生活支援コーディネーター、もっともっと地区担当との連携
2) サロン活動促進事業 サロン活動の充実を図ります。		<ul style="list-style-type: none"> ・活動費の助成、活動への助言、情報提供等 ・生活支援コーディネーター、もっともっと地区担当との連携
3) 地区社協活動補助事業 湯本、仙石原、大平台の地区社協活動に対する助成金の交付、及び活動の支援を行ないます。		<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会における事業のための構成員との検討 ・地区社協活動助成事業
4) 地域福祉活動促進 地域主体の福祉活動の実現に向けて、より多くの住民が福祉に目を向け、関心を持てるよう、町全体の福祉機運を高める活動を進めています。 ア 住民ニーズ 地域生活支援対策 小地域との協力体制のもと、住民による生活支援サービスの、継続的な実施に向けて支援を行ないます。 イ 地域福祉の推進・新たな福祉資源の開発 新たな地域においての地域福祉活動の促進、新たな地域でのアンケート調査によるニーズ把握、地域のニーズに則した新たな資源を生活支援コーディネーターと連携して開発していきます。 ウ レクレーション遊具の貸出 各種福祉活動に使用する遊具の貸出を行ないます。		<ul style="list-style-type: none"> ・住民ニーズの調査、地域生活支援対策の実施 ・地域福祉の推進、新たな福祉資源の開発の実施 ・もっともっと担当者との連携協働による個別課題からの地域のニーズや資源の発掘開発 ・遊具の貸出（スカットボール、輪投げ、カロム、ラダーゲッター）

<p>5) 新たなつながり作り・ネットワーク支援 各事業を通じて新たなネットワークを形成し、地域の福祉活動やつながり作りの拠点となる居場所つくりの支援を行います。</p> <p>ア ラリグラスの会 町内に多く居住している外国籍住民が国籍を問わず、町民同士の交流が緩やかに続くよう、多国籍交流の場・ネットワークである「ラリグラスの会」の運営支援を行い、会員(外国籍住民)を中心とした会の企画・運営を行います。</p> <p>イ フードバンクと連携・活用した新たな地域福祉活動 報徳食品支援センターが行うフードバンク活動と地域福祉活動の結び付けを行い、生活に身近な食料を活用した新しいつながり・居場所作りを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ラリグラスの会の運営支援、事務局運営 ・LINEを活用した情報提供・外国籍住民のネットワーク作りの実施 ・定期的な交流会及び地域とのつながり作りのための各種講座等の企画及び開催(交流会:年2回程度 講座等:年3回程度) ・地域の居場所つくりに向けた調査、研究、福祉分野以外との新たなネットワーク作り ・フードバンク×サロン活動、による食料の配布や町内のフードバンク活動の食料配付の準備等新しいサロンの活動 ・フードバンク×にこにこ号、によるコミュニティバスを活用した移動型のフードバンク活動を通じた住民の居場所つくり、参加機会の確保
<p>6) 第6次地域福祉活動計画の進行・管理 第6次地域福祉活動計画期間の3年目として、更に重点的に計画の内容に沿った進行を行います。本会の地域福祉活動の基盤として、引き続き地域福祉の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次地域福祉活動計画の進行 ・PDCAサイクルに沿った計画の定期的な管理 ・計画進行に伴う住民及び関係団体との意見交換

⑧. 共同募金配分金事業

共同募金配分金を主たる財源とする各種の福祉事業を展開します。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 一般共同募金配分金事業	<p>1) 児童福祉事業</p> <p>生活困窮につながる可能性のある子育て世帯の支援や、少子化やコロナ禍以降減少している子どものつながり作り、居場所つくりをめざした活動を行います。このような活動を通じて、地域や専門職が寄り添って児童を見守り続けることにより、子どもの孤立化、孤独化を予防します。</p> <p>不安のある子どもや世帯については、児童福祉に関する関係機関とのネットワークを活かし、児童及び家族等を含め関係機関により総合的・伴走型の支援を行います。</p> <p>ア はこね社協のはらぺこ救助隊</p> <p>地域の飲食店や関係福祉団体、教育機関の協力を得て、地域で子ども食堂を実施します。食を通じた子供の居場所つくり、孤立予防を図ります。子ども食堂の事業を地域で推進し、自主的に運営していただける団体の運営支援を行います。</p> <p>イ はこね社協のはっぴい・とらんぱ事業</p> <p>生活困窮の課題を抱える子育て世帯に対し、毎月1回、ご自宅へ訪問し食料品の配達を実施します。配達を通じた継続的なつながりを構築し、世帯全体の見守り、いつでも相談できる関係を構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域飲食店と連携した子ども食堂の実施（年2回各地区開催）（はこね社協のはらぺこ救助隊） ・支援が必要な家庭への食料支援、見守り事業の実施（はっぴい・とらんぱ事業） ・地域の子ども食堂（つながり食堂）と連携した見守り ・児童を対象としたクリスマス等季節行事（居場所つくり）の実施 ・教育機関やホテル、旅館等企業と連携した福祉教育の推進 ・事業を通じた個別支援、子の自立までの伴走型支援の実施 ・箱根町子育て支援課と連携した児童虐待等の予防、要保護児童地域対策協議会への参画 ・ヤングケアラー等に関する問題への取組の検討
	<p>2) 高齢者福祉事業</p> <p>敬老の日にちなみ99歳以上の方を訪問し、敬老祝品を贈呈します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝品贈呈

<p>3) 障害者福祉事業</p> <p>例年実施している「みんなで楽しむ！クリスマスコンサート」では、心のバリアフリー・コンサートとして、町内で活動する障がい福祉に関する団体等との共催により、地域に住む障がいのある方や児童等様々な方が障がいを理解し楽しみつながることのできるコンサートを実施します。企画を通じて、障がいがあるても様々なサービスや団体、地域の支えにより安心して生活できることの理解を深めていきます。</p> <p>令和6年度はクリスマスコンサートに加え、障がい当事者の新たな支援策を検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者を対象としたクリスマスコンサートの実施 ・障がい者週間キャンペーン事業の協力 ・障がい児者のあらたなつながり作り、関係講座の検討 ・地域活動支援センターと連携した、障がいのある方々の総合相談の実施
<p>4) 援護事業</p> <p>火災、風水害等、災害に罹災した世帯に見舞金を交付します。</p> <p>その他、災害に伴う生活困窮等、一時的な援護が必要な方を対象に必要備品を用意します。</p> <p>ア ゴンとお母さんのおすそわけ事業（食料支援）</p> <p>一時的に食料支援が必要になった世帯に対し、直接的な食料支援を実施することにより、世帯の自立を支援します。</p> <p>食料支援を実施するための助成金の活用や、町内外で実施される団体との連携を持ち、世帯から依頼があった際に食料品が滞りなく配分できるように備蓄、管理を行います。</p> <p>食料支援から世帯の自立に必要な支援につなげられるよう、相談者に伴走する支援を目指します。</p> <p>イ フードドライブ事業</p> <p>食料支援事業の一環として、広く町民から食品の寄付を募ります。寄付により集まった食料はおすそわけ事業（食料支援）に活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞金の交付 ・一時的な生活用品等の寄付及び提供支援 ・生活困窮者への一時的な食料支援の実施 ・食料支援が必要な方の継続的な自立に向けた相談支援の実施 ・自立へ向けた関係機関へのつなぎ支援 ・フードバンク関係団体等との連携、食料の確保に向けた取り組み ・フードドライブ事業を通じた住民への福祉活動の普及啓発
<p>2. 年末たすけあい配分金事業</p>	
<p>1) 年末慰問金配分事業</p> <p>共同募金運動の年末たすけあい募金に寄せられた募金を年末に町内の小・中学生のいる対象世帯に年末慰問金として配分します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年末慰問金及び物品の配分(12月) ・対象世帯との定期的な訪問、見守りの実施

⑨. 日常生活自立支援事業

意志決定能力の低下した方や自立生活を送る上で支援を要する方等に対し、日常生活自立支援事業を中心に福祉サービスの利用援助を行います。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 日常生活自立支援事業	<p>1) 日常生活自立支援事業 神奈川県社会福祉協議会からの委託事業として、現在専門員2名、生活支援員1名により、日常生活を営む上で支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等の方々が在宅または施設内で安心して生活を送れるよう支援計画に沿って日常生活自立支援事業の各種サービスを提供します。 近年ニーズが高まっている既存の制度では対応できない死後事務や急な入院入所に関する支援、保証人問題、といった身寄りのいない方の権利擁護に関する事業の調査・研究を行っていきます。</p> <p>ア 福祉サービス利用援助 地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行います。</p> <p>イ 日常的金銭管理 必要に応じた預金の出入金、各種支払い手続き等を行います。</p> <p>ウ 書類等預かりサービス 重要書類等を預ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門員、生活支援員の設置。 ・事業を通じた利用者への自立支援のための相談援助 ・契約締結及び利用状況に関する相談員への意見聴取 ・判断能力が不十分な方の契約締結審査会での審査の実施 ・日常的金銭管理を中心とした定期的な訪問及び面談の実施 ・貸金庫を利用した書類預かりサービス及び預かり物の定期確認 ・事業に関する広報、周知活動 ・障がい関係機関、後見人等との連携による複合的な生活支援 ・身寄りのいない方の権利擁護事業の調査研究

⑩. 資金貸付事業

神奈川県社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金の貸し付けと、本会独自の小口資金貸付制度であるたすけあい資金の貸付を行うことにより生活困窮者の自立を支援します。

相談者の困窮の原因を探り、貸付の有無に関わらず相談者の生活の自立を目指す伴走型の相談支援をおこないます。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 生活福祉資金貸付事業	<p>1) 生活福祉資金貸付事業 神奈川県社会福祉協議会からの委託事業として、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方々を対象に福祉、住宅、修学、療養・介護、緊急小口、災害援護の各資金を貸し付け、経済的自立、生活意欲の助長や在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的に貸付・相談支援を行ないます。</p> <p>2) 新型コロナウイルス感染症に関する特例貸付 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の利用者に対し、償還の支援に加え、償還の免除や猶予に関する相談援助を実施します。 いまだ生活が再建できない利用者に対し、個別面談を実施し、償還に向けた生活相談や、償還猶予や償還免除に向けた支援を行います</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付事業の貸し付けに関する窓口対応 ・相談者の生活に関する自立支援に向けた相談援助の実施 ・事業に関する広報、周知活動 ・貸付に関する申請支援、他制度の紹介及び利用支援 ・特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の償還や生活に関わる相談業務 ・特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の償還免除、猶予申請支援。償還猶予者の償還に向けた個別面談の実施
2. たすけあい資金貸付事業	<p>1) たすけあい資金貸付事業 町内に原則として6ヶ月以上居住し、なお引き続き居住する世帯で、他から援助を受けることができず、民生委員が援助が必要と認めた方で、一時的な貸付（貸付上限60,000円）で生活の再建が可能と判断される場合を対象として、たすけあい資金の貸付を行います。 現金貸付の他、食料支援等相談者の状況に合わせて貸付にこだわらない総合的な支援を行い、貸付終了後も、自立援助指導や助言を行います。 必要に応じて自立相談支援機関（ほっとステーション小田原）等関係機関へのつなぎ支援を行いなど、貸付相談を通じて生計のみでなく本人の生活の自立を目指した支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度で支援することのできない困窮者に対する小口資金貸付事業の実施 ・相談者の生活に関する自立支援に向けた相談援助の実施 ・必要に応じた食料支援等、貸付以外での支援策の実施 ・事業に関する広報、周知活動 ・関係機関の拡充、連携強化

⑪. 地域活動支援センター事業

町からの受託事業として、地域の障がい者のための援護対策として、就労することが困難な障がい者の自立支援を図るため、障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会の提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与し、地域社会の一員として生活することを促進するため、地域活動支援センター『レインボー』を運営します。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 地域活動支援センター運営事業	<p>1) 創作的活動及び生産活動の提供 利用者の有する能力及び適正に応じて業者より受託した加工品の製作及びレインボー独自の製品の製作及び販売を行います。</p> <p>2) 社会との交流の促進等 箱根町や社協等の行事への参加や、町施設等への製品の出張販売を体験することにより社会との交流を図ります。障がい等を理由としたひきこもりや社会参加の減少の解決の一歩として【だれもがいつでも安心して来ることのできる場所】を提供します。</p> <p>3) レクレーション行事の充実化 地域活動支援センターの特性を活かし、創作活動に限らず、各種レクレーション等を実施し、楽しみや個々の自立に向けた取り組みを実施します。</p> <p>4) 利用者の健康管理等 感染症予防や健康診断等、利用者の健康管理のための対策・対応を行い、利用者の健康管理を重点的に図ります。</p> <p>5) 利用者の自立支援のための支援・情報共有 利用者の自立支援に着目し、利用者の健康・精神・生活状況等を観察、評価し、利用者の自立支援が図れるよう、各関係機関と情報共有を図りながら、町内の障がいのある方の総合的な相談窓口となれるよう各関係機関との連携を強化します。センターでの活動に限らずご利用者の生活を包括的に支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・刺子雑巾、手すきハガキ、手芸品、革製品、貼り絵等の製作 ・衣類等のリサイクル販売、園芸品の販売、古紙回収等環境に配慮した住み続けられるまちづくりへの取り組み ・箱根町「健康福祉フェスティバル」、県西障害者文化事業等への参加 ・箱根町役場本庁舎、小学校等のバザーでの製品の出張販売 ・社会参加機会の確保のための外出行事（行楽行事、地域清掃等） ・毎週のレクレーション行事の実施（スポーツレクレーション、絵画、音楽、ゲーム、簡易調理等、一人一人の興味、関心に合わせた支援） ・生活の自立に向けた日常生活全般の訓練等の実施 ・感染症予防のための利用者や室内的消毒の徹底 ・利用者の体調及び服薬の支援 ・利用者の健康、精神状態の観察。 ・各利用者のカンファレンスの実施 ・定期的な関係機関との連絡調整の実施 ・利用者の個別の支援方法の検討。支援記録の作成。 ・生活全般の支援（受診等外出の相談調整、簡易書類の確認等） ・相談窓口の設置（平日月～金曜日の午前9時00分～午後5時00分）

⑫ 生活支援コーディネーター事業

町からの受託事業として生活支援コーディネーターを配置し、住民と共に町内のささえあい体制の充実を図ります。地域福祉推進事業やボランティアセンター活動事業・地域包括支援センターとの協働・情報共有により、スムーズな事業の実施を目指します。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 生活支援コーディネーター事業	<p>1) 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備 住民による生活支援活動創設を目指し、住民による支え合いの体制づくりや生活支援の機運が高まるように関わります。</p> <p>2) 日常生活の担い手となるボランティア等の育成 公的制度やサービスだけでは支えられない日常生活上の「ちょっとした困りごとのお手伝いを通して、その方に寄り添いつながりを持ち、その方の暮らしの応援をしていくことのできるボランティア等の育成に取り組みます。</p> <p>3) 支え合い体制づくりに関する住民、各種団体への周知及び意識啓発 自治会や各種団体へ地域の生活課題を地域で支える活動の展開を促進するための意識啓発を行い、活動を通じて地域力の強化を図ります。住民に身近な地域の活動を周知していきます。</p> <p>4) 箱根町生活支援・介護予防体制整備推進協議会との連携・協働 高齢者の生活に関するニーズの把握とサービスの開発を検討するため、生活支援・介護予防体制整備推進協議会に参画し、連携を図っていきます。</p> <p>5) 関係機関との連携 箱根町及び地域包括支援センターと連携し活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービス等の提供状況の把握及び創出 ・住民ニーズの把握及び生活支援等のサービスとのマッチング ・公的機関及び民間の活動団体等関係者間のネットワークの構築 ・生活支援活動に関する研修会の検討 ・日常生活の担い手となるボランティアの等の育成 ・生活支援活動の意識、効果についての住民への積極的な周知 ・町内外の関係団体との連携。町内の生活支援団体との連携 ・地域に不足しているサービス・支援開発 ・サービス・支援の担い手の養成 ・高齢者が担い手となり活動する場所の確保 ・地域のニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング ・関係機関との情報共有 ・サービス提供主体間の連携の体制づくり ・箱根町及び地域包括支援センターとの連携

⑬ 基金運営事業

民間社会福祉事業の振興と地域福祉活動の増進を図るため、引き続き社会福祉基金を運用します。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 社会福祉基金運営事業		

<p>1) 社会福祉基金運営事業 寄付金の一部、運用から生ずる収益により、新たに基金の積み立てを行います。基金の運用から生ずる収益は、民間社会福祉事業の振興、もしくは地域福祉活動の増進のための活用、又は基金への積立に活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金積立の実施 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">積立予定額</td><td style="width: 85%; text-align: right;">402,000円</td></tr> <tr> <td>社会福祉基金</td><td style="text-align: right;">(R4実績2,583,420円 R3実績489,634円 R2実績271,150円)</td></tr> <tr> <td>介護事業積立金</td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> <tr> <td>(R4実績</td><td style="text-align: right;">0円 R3実績</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">0円 R2実績</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">0円</td></tr> </table>	積立予定額	402,000円	社会福祉基金	(R4実績2,583,420円 R3実績489,634円 R2実績271,150円)	介護事業積立金	0円	(R4実績	0円 R3実績		0円 R2実績		0円
積立予定額	402,000円												
社会福祉基金	(R4実績2,583,420円 R3実績489,634円 R2実績271,150円)												
介護事業積立金	0円												
(R4実績	0円 R3実績												
	0円 R2実績												
	0円												

⑯ 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行います。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
	1. 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）	
	<p>1) 居宅介護支援事業 介護保険法に基づく居宅介護支援事業所「はこね社協サービスセンター居宅介護支援事業所」を運営し、管理者1名（正職員・主任ケアマネジャー）体制で支援を行います。要介護状態にある利用者の皆様に可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営んでいただくために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者に対する居宅介護支援のサービス提供
	<p>2) 介護予防支援事業 地域包括支援センターからの委託に基づき、「はこね社協サービスセンター居宅介護支援事業所」のケアマネジャーにより、要支援状態にある利用者の皆様に対し、居宅において自立した日常生活を営み続けることができるよう介護予防サービス・支援計画を作成し、計画に基づいて適切な予防サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者に対する介護予防居宅介護支援のサービス提供
	<p>3) 認定調査の実施 箱根町及び他市区町村の委託を受け、介護保険被保険者への認定調査を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定調査の実施

⑯. 訪問介護事業

介護保険法に基づく訪問介護事業を行います。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 訪問介護事業（ホームヘルパー）	<p>1) 訪問介護事業 介護保険法に基づく訪問介護事業所「はこね社協サービスセンター訪問介護事業所」を運営し、管理者1名（正職員・兼務）、サービス提供責任者2名（正職員1名・非常勤1名）、登録ヘルパー4名（非常勤4名）の計7名体制により、要介護または要支援状態にある利用者の皆様に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、家事援助、これらを複合したサービスを提供し、住み慣れた自宅での生活が維持できるように支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の生活全般における支援の実施。（掃除や買い物代行、身体介護等のサービス提供） 利用者とのコミュニケーションの充実とニーズの把握。 必要なサービスへの橋渡しと関係機関へのつなぎ支援 事業を通じた積極的な地域との交流機会の確保、情報共有 令和6年度目標 登録人数（/月）・・・要支援23名 要介護30名 計 53名 訪問回数（/月）・・・要支援75件 要介護160件 計235件

⑰. 障害者居宅介護事業

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業を行います。

事業	事業説明	具体的活動等
1. 障害者居宅介護事業（障害ホームヘルパー）	<p>1) 障害者居宅介護事業 「はこね社協サービスセンター訪問介護事業所」のホームヘルパーにより、利用者の皆様が居宅において日常生活を営むことができるよう、必要な障害者総合支援法に基づく居宅介護を提供し、利用者の皆様が安心して過ごし、自宅での生活に活力を持てるよう支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の障がいの状況に合わせたサービスの提供の実施。 令和6年度目標 登録人数（/月）・・・3名

⑪. 通所介護事業

介護保険法に基づく通所介護事業を行います。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 通所介護事業（デイサービス）	<p>1) 通所介護事業 介護保険法に基づく通所介護事業所を運営し、管理者1名、生活相談員3名、介護員6名（正職員1名、嘱託職員1名、非常勤4名）の体制により運営します。※機能訓練指導員については外部委託 「利用者様が主役になれる場所」をモットーに、心も体も元気になれるデイサービスの提供を目指します。 年2回の運営推進会議の開催のほか、写真を活用した定期的な活動報告など、ご利用者のご家族にも安心してご利用いただける事業運営を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">・地域密着型通所介護（食事、入浴、体操等のサービス）の提供・季節感の感じられるレクリエーションや、外部からのボランティアを招いた企画の実施・身体機能維持のための機能訓練の実施（定員1日10名）・運営推進会議の開催。写真等を活用した活動報告の提供・令和6年度目標 登録人数（/週）・・・要支援 6名 要介護39名 計45名利用人数（/日）・・・9名

⑫. 地域包括支援センター事業

町からの受託事業とし保健師（地域保健等に経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員の4職種（計5名）により、地域包括支援センターを運営します。

社会福祉協議会において事業を受託している強みを生かし、地域包括支援センターによる高齢者を起点とした“地域づくり” “地域活動の充実”が図れるよう取り組みます。また、必要な事業活動が適時適切に展開できるよう、情報収集をおこないます。

事 業	事 業 説 明	具 体 的 活 動 等
1. 地域包括支援センター運営事業		

<p>1) 総合相談支援業務</p> <p>住民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようするために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援を行います。</p> <p>また、課題を抱える相談者が“気づかない”“気づかないようにしている”課題を認識できるような相談支援を展開し、生活状況が根本から改善できるよう努めます。</p> <p>総合相談業務を主軸として各種相談に対応し、他の事業と連携し、地域に必要な事業活動に展開できるよう情報収集機能としても活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内での情報共有と事例検討・支援の振り返り ・相談窓口の設置及び訪問による相談援助 ・地域（5地区）での相談会の実施（ふらっと相談会・行政書士相談会） ・介護予防教室（介護保険制度の説明及び啓発） ・ネットワーク構築のための医療、保健、福祉機関、行政との連携 ・高齢者等社会資源一覧表のダウンロード版の情報更新 ・総合事業に関する業務（基本チェックリスト、プラン作成） ・地域ケア会議の開催 ・民生委員とのケース検討会の開催 ・箱根町介護事業所等ネットワーク会議の開催 ・パンフレット・PRカード等による周知 ・地区担当との連携 ・独居高齢者等への定期的な見守りの強化
<p>2) 権利擁護業務</p> <p>高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。</p> <p>高齢者の権利擁護や虐待防止のため、住民のほか、町内の専門職へ制度の防止に関する取り組み、予防に向けた周知を行います。</p> <p>また、成年後見制度中核機関として、成年後見制度利用支援をはじめとした相談対応を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障がい者への権利擁護支援 ・個別訪問相談の実施 ・成年後見制度中核機関の設置 ・高齢者虐待防止に向けた取り組み、困難事例への対応 ・消費者被害防止のための取り組み、啓発活動の実施 ・無料法律相談会の共催 ・権利擁護に関する住民向け啓発活動（住民研修会の開催） ・終活に関する取り組み（エンディングノート等）の調査検討
<p>3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>主治医や介護支援専門員をはじめ、地域の関係者との連携により地域の高齢者に途切れることのないケアマネジメントを実現するための支援を行います。</p> <p>町内のケアマネジャーに対する日常的な個別支援や相談、支援困難事例等への助言を行うほか、地域における介護支援専門員のネットワークを活用し、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・はこねケアマネの会の開催支援 ・ケアマネジャーとの連携強化 ・困難ケースに対する相談受付、同行訪問等の実施 ・ケアマネジャーに対する助言・指導 ・多職種協働研修への参加 ・多職種協働連携ツールの活用
<p>4) 介護予防マネジメント業務</p> <p>高齢者が地域で安心した日常生活を営み続けることができるよう、介護保険サービスや地域支援事業をはじめとしたサービスを利用するための調整を図るほか、介護予防のため高齢者が意欲的かつ主体的に地域生活を営んでいくことを支援します。介護予防の考え方方が住民に根付き、生活の中に介護予防が取り入れられるよう働きかけます。</p> <p>介護予防地域ケア個別会議を継続し、要支援高齢者の個別課題の検討から適切なケアプラン作成やサービスが実施されるよう専門職を交えて検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合事業対象者への介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成等） ・要支援者の介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成等） ・介護予防教室（運動教室、スマホ教室、交流の場づくり） ・介護予防地域ケア個別会議の開催 ・町内在住の要支援高齢者への訪問 ・介護予防を目的とした高齢者の自主的な活動の支援

<p>5) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築</p> <p>包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず地域の保険・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が密接に連携することができる環境整備を行うために、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築します。</p> <p>地域ケア会議など、多職種や住民が参加する場を有効に活用し、ネットワークの拡充・充実を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種協働研修への参加 ・多職種協働連携ツールの活用 ・自治会、民生委員、ケアマネジャー等との連携 ・地域ケア会議の発展によるネットワークの拡充・充実 ・ケース検討会を通した地域活動の把握・民生委員との連携強化 ・地域の社会資源の把握と連携
<p>6) 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務</p> <p>地域の医療・介護関係者との連携・強化による支援・体制の充実を図ります。</p> <p>在宅医療と介護の連携についての相談窓口を開設・運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護関係者からの相談受付 ・箱根町福祉課、周辺地域の医療連携室との連携
<p>7) 生活支援体制整備事業に関する業務</p> <p>高齢者を中心とした生活支援サービスの構築に、積極的に関わります。</p> <p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進委員）の活動に協力します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業推進協議会の構成員として活動及び連携 ・生活支援コーディネーターとの連携
<p>8) 認知症総合支援事業に関する業務</p> <p>早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりや認知症キャラバンメイト事業、認知症地域支援推進員などの活動を通じて認知症施策を推進します。</p> <p>キヤロットカフェ（認知症カフェ）やチームオレンジの活動が町内に広まるよう、企画運営をおこなっていきます。</p> <p>また、1市3町の医療・介護・行政・福祉事業所により構成される「認知症をにんちしよう会」への参加を継続し、認知症を中心とした専門職によるネットワークを構築し、町内の認知症普及啓発に活かします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人や、その家族が必要な医療や介護等のサービスが受けられるような体制の構築に向けた取り組み ・認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症家族の会への参加 ・認知症初期集中チーム員会議への参加 ・認知症地域支援推進員との連携 ・キヤロットカフェ（認知症カフェ）の開催及び周知